

一般社団法人東邦大学理学部鶴風会定款

第1章 総則

- (名称)
第1条 この法人は、一般社団法人東邦大学理学部鶴風会（以下「本会」という）と称する。
- (事務所)
第2条 本会は、主たる事務所を千葉県船橋市に置く。
- (目的)
第3条 本会は、会員相互の研さんをはかり、親睦を深め、学校法人東邦大学（以下「母校」という）の発展に協力することを目的とする。
- (事業)
第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 会員名簿の作成及び管理に関すること
(2) 会報（鶴風）の発行に関すること
(3) 会員相互の研さん、親睦に関すること
(4) 会員の栄誉顕彰に関すること
(5) 学生（母校の理学部在学学生をいう）に関する奨学、就職等の支援に関すること
(6) 母校の発展に寄与すること
(7) その他、本会の目的を達成するために必要なこと
- (公告の方法)
第5条 本会の公告は、電子公告による。
2 やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する。

第2章 会員

- (会員の種類)
第6条 本会の会員は、正会員、準会員、有志会員、特別会員、名誉会員とし、それぞれの資格を備える者とする。
(1) 正会員 東邦大学理学部、東邦女子理学専門学校及び帝国女子理学専門学校の卒業生
(2) 準会員 東邦大学理学部在校生
(3) 有志会員 東邦大学理学部、東邦女子理学専門学校及び帝国女子理学専門学校の途中退学者で、理事会で入会を承認された者
(4) 特別会員 東邦大学理学部の元教員及び現教員で、理事会で入会を承認された者
(5) 名誉会員 前各号の会員又は会員以外で、本会のために功績があり、理事会において決定され、社員総会において承認された者
2 本会の会員は、別に定める終身会費を完納するものとし、当該会費の完納をもって入会の申込みがあったものを正会員とする。ただし、前項第5号の会員はこの限りでない。
- (任意退会)
第7条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。
- (除名)
第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総社員数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。
(1) 本会の定款その他の規則に違反したとき
(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
(3) その他除名すべき正当な事由があるとき
2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。
- (会員の資格の喪失)
第9条 前2条の場合のほか、会員は死亡又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。
- (正会員の権利)
第10条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・一般財団法」という）上の社員の有する次の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。
(1) 一般社団・一般財団法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
(2) 一般社団・一般財団法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）

- (3) 一般社団・一般財団法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
(4) 一般社団・一般財団法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使記録の閲覧等）
(5) 一般社団・一般財団法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
(6) 一般社団・一般財団法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
(7) 一般社団・一般財団法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
(8) 一般社団・一般財団法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
2 正会員は、社員総会に出席することができる。

第3章 代議員・社員

- (代議員・社員)
第11条 本会の正会員である者で、おおむね80人の中から1人の割合で選出された代議員をもって一般社団・一般財団法の社員とする。
2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規則は理事会において定める。
3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は前項の代議員選挙に立候補することができる。
4 第2項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。
5 代議員は、監事を兼ねることはできない。
(代議員の任期等)
第12条 前条第2項の代議員選挙は2年に一度、実施することとし、代議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
2 代議員が社員総会の決議の取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団・一般財団法第266条第1項、第268条、第278条、284条）を提起している場合（一般社団・一般財団法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求している場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員はその代議員たる地位を失わない。ただし、当該代議員は、役員の選任及び解任並びに定款変更についての決議権を有しないこととする。
3 増員により選出された代議員の任期は、他の代議員の残任期間と同一とする。
4 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
5 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
(1) 当該候補者が補欠の社員である旨
(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
(3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
6 第4項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度の時までとする。
7 代議員は任期満了又は辞任により退任した後も、当該代議員は新たに選任された者が就任するまで、代議員としての権利義務を有する。
(社員資格の喪失)
第13条 代議員が第8条の規定により会員の資格を喪失したときは、社員の資格を喪失する。

第4章 社員総会

(種類)

第14条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

(構成)

第15条 社員総会は、社員をもって構成する。

(決議事項)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事、監事の選任または解任
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）の承認
- (5) 事業報告書の承認
- (6) 会費の決定
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) 合併及び解散に関する事項
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要があるとき随時開催する。

(招集手続)

第18条 社員総会を招集する手続は、社員総会の日の2週間前までに社員に招集通知を書面にて発しなければならない。

(招集権者)

第19条 社員総会は、法令に特段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議により代表理事がこれを招集する。
2 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員は、社員総会の目的である事項及び招集理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第20条 社員総会における議長、副議長（2人）、書記（2人）は社員から社員総会で選任する。

(議決権)

第21条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

(決議の方法)

第22条 社員総会の決議の方法は、総社員の議決権の3分の1以上を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 合併及び解散に関する事項
- (5) その他、一般社団・一般財団法に定められた事項

(議決権の代理行使等)

第23条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁気的方法をもって議決し、若しくは他の社員を代理人として、その議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における規定の適用については、当該社員総会に出席したものとみなす。

(社員総会の決議の省略)

第24条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、この事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(ウェブ会議等による社員総会の開催)

第26条 社員総会は、各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わり適時的確な意見表明が互いにできる仕組みにより出席者が一堂に会するのと同様に十分な意見交換ができる環境にある場合は、ウェブ会議、テレビ会議、電話会議などにより開催できる。

(議事録)

第27条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録は、議長、副議長、書記が署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第28条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上20人以内
- (2) 監事 2人以上3人以内
- 2 理事の1人を理事長として理事会で選定し、一般社団・一般財団法人第91条に規定する代表理事とする。
- 3 理事のうち2人の常務理事を理事会で選定し、一般社団・一般財団法人第91条に規定する業務を執行する理事とする。

(役員の選任)

第29条 理事及び監事は社員総会の決議によって、理事は代議員の中から、監事は正会員の中から選任する。

(理事の職務)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を遂行する。

2 第28条第2項及び第3項に規定する業務を執行する理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務に関する執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事の任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任の理事の残任期間とする。

(退任理事の権利義務)

第32条 理事が任期満了又は辞任により定款で定めた員数を欠くこととなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、当該理事は新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員報酬等)

第33条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(監事の職務)

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対し事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(監事の任期)

第35条 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(退任監事の権利義務)

第36条 監事が任期満了又は辞任により定款で定めた員数を欠くこととなるとき、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

第6章 理事会

(構成)

第37条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- 2 理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは、一般社団・一般財団法人第113条第1項第2号に定める最低責任限度額を控除して得た額を

限度として理事会（当該責任理事を除く）の決議によって免除することができる。

（開催）

- 第39条 理事会は通常理事会及び臨時理事会とする。
- 1 通常理事会は毎事業年度4回開催する。
 - 2 臨時理事会は次の各号に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して理事長に招集の請求があったとき
 - (3) 監事から理事長に理事会の招集の請求があったとき（又は当該監事が招集したとき）
 - 4 前2、3項の理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催できない。

（招集）

- 第40条 理事会の招集は、一般社団・一般財団法に別段の定めがある場合を除く他、理事長が理事会の日の5日前までに招集通知を発しなければならない。
- 2 理事長は理事会の議長となる。
 - 3 理事長が欠けたとき又は事故のあるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序に従い、常務理事が招集し、議長となる。

（理事会決議）

- 第41条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数をもって行う。

（理事会議事録）

- 第42条 理事会の議事については、一般社団・一般財団法の定めにより議事録を作成しなければならない。
- 2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

（理事会運営規程）

- 第43条 理事会の運営に関する必要な事項は、一般社団・一般財団法及びこの定款に定めるものの他、理事会において別に定める。

（書面による議決権行使）

- 第44条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 2 前項は監事が当該提案について異議を述べたときを除く。

第7章 計算

（事業年度）

- 第45条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

（事業計画及び収支予算）

- 第46条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了までの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

- 第47条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、社員総会に提出し承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配）

- 第48条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 名誉職・推薦等

（名誉会長等）

- 第49条 本会に名誉会長、その他の職を置くことができる。

- 2 名誉会長は、東邦大学理学部長の現職にある者とし、理事長の諮問に答える。
- 3 その他の職にあつては、理事会の承認を経て社員総会で報告する。

（会員の推薦）

- 第50条 学校法人東邦大学、公共団体、その他の公的機関等から本会に当該団体へ会員の推薦依頼がある場合、可否及び被推薦者は理事会で定める。
- 2 推薦した者の氏名及び団体名は次期社員総会で報告する。

第9章 委員会・事務局

（委員会）

- 第51条 本会の事業を円滑に運営するため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の構成、運営等に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

（事務局）

- 第52条 本会に事務を処理するため事務局を設置する。
- 2 事務局に必要な職員を置く。
 - 3 職員は、理事会の承認を経て、理事長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

- 第53条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

- 第54条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

- 第55条 本会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、母校あるいは公益社団法人・公益財団法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

附 則

（最初の事業年度）

- 1 本会の設立初年度の事業年度は、本会の成立の日から令和6年3月31日までとする。

（設立時社員）

- 2 本会の設立時社員は次のとおりとする。
伊藤 展枝
久保田 宗一郎
（設立時役員）
3 設立時代表理事、設立時理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。
設立時代表理事 吉田 茂雄
設立時理事 進藤 洋一 伊藤 展枝 飯田 和子
吉田 茂雄 高橋 良哉 佐藤 浩之
久保田 宗一郎 金井 哲夫
齋藤 敦子 石原 典子
設立時監事 風呂田 利夫 森岩 公子

（会員）

- 4 本会の設立により、任意団体である東邦大学理学部鶴風会の会員は、本会の設立の日から本会の会員となる。
（設立時資産）
5 本会の設立時資産は、旧東邦大学理学部鶴風会の移行時の総資産を譲り受け、理事会の決議を経て本会の資産とする。
（旧会則）
6 法人登記終了後は旧東邦大学理学部鶴風会の会則は失効する。
（その他）
7 本定款に定めのない事項は、一般社団・一般財団法その他法令に定めるところによる。

以上、一般社団法人東邦大学理学部鶴風会の設立のために、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和5年7月20日

設立時社員 伊藤 展枝
設立時社員 久保田 宗一郎

代理人 司法書士 山口 俊哉